

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

TAKAMATSU CONSTRUCTION GROUP

最終更新日:2015年6月26日

株式会社高松コンストラクショングループ

代表取締役社長 小川完二

問合せ先:06-6303-8101

証券コード:1762

<http://www.takamatsu-cg.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社は、当社グループが株主やお客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信任に応え、広く社会から信頼されるグループであることを経営上の重要な課題と位置付けております。

そのために持株会社である当社は、グループ全体の経営戦略を作成実施し、傘下の事業会社の経営管理と支援をおこないます。事業会社は、それぞれの事業領域の中で事業遂行の責任をはたしますが、各社の取締役会のチェック機能の充実や、監査役や内部監査室の監督機能の充実をはかることで、法令の遵守、透明性の高い経営、適切な意思決定をはかり、グループ全体としてのコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高松 孝之	8,645,700	22.24
(株)三孝社	6,000,000	15.43
高松 孝育	2,224,900	5.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,254,800	3.23
(株)孝	1,226,720	3.16
(株)りそな銀行	1,080,000	2.78
(株)みずほ銀行	824,000	2.12
高松コンストラクショングループ社員持株会	569,080	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	520,100	1.34
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	439,834	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無

高松 孝之

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主が取引をおこなう場合の取引条件および取引条件の決定方針につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

##### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

連結子会社のうち、青木あすなろ建設(株)は東京証券取引所第一部に上場しております。子会社の経営は、独立企業としての自己責任体制と自主的経営を基本とし、グループ憲章において、独立自尊(各企業は互いに独自性を尊重する)、協力競争(各企業は互いに協力する一方競争する)等を掲げております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: yellow;">更新</span>	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
萩原 敏孝	他の会社の出身者									△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩原 敏孝	○	萩原敏孝氏は、当社子会社と取引がある(株)小松製作所の出身であります。その取引の規模は軽微なものであり、当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はないとして判断されるとから、概要の記載を省略します。	萩原敏孝氏は、経営者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社の経営全般に貢献いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれではなく、独立した公正中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

## 監査役の人数

4名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換をおこなうなど連携を図っております。また当社は、内部監査室を設置しておりますが、監査役監査と内部監査室監査とが効率的かつ実効的におこなわれるよう、監査役会と相互連携を図っております。

## 社外監査役の選任状況

選任している

## 社外監査役の人数

3名

## 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴田 香司	他の会社の出身者												△	
杉上 七三夫	税理士												○	
浅岡 建三	弁護士												○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 香司	○	柴田香司氏は、2005年3月まで当社の取引銀行である(株)みずほ銀行の業務執行者でありましたが、当社は無借金経営であり、同行と当社との間には当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はありません。	柴田香司氏は、(株)みずほ銀行の支店長およびみずほ信用保証(株)の常務取締役としての専門的な知識と幅広い実務経験を、客観的立場で当社の監査体制に活かしてもらうため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれではなく、独立した公正中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定しております。
杉上 七三夫		杉上七三夫氏は、当社子会社が顧問契約を締結している税理士法人Comsiaの最高顧問であります。同事務所への報酬支払額は軽微なものであり、当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はない」と判断されることから、概要の記載を省略します。	杉上七三夫氏は、税理士としての豊富な経験知識と高い識見を、客観的立場で当社の監査体制に活かしてもらうため、社外監査役に選任しております。
浅岡 建三	○	浅岡建三氏は、当社子会社が顧問契約を締結している浅岡・瀧法律会計事務所の所長であります。同事務所への報酬支払額は軽微なものであり、当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はない」と判断されることから、概要の記載を省略します。	浅岡建三氏は、法務分野を中心とした幅広い経験と識見を有されており、当社の監査機能の一層の充実に寄与いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれではなく、独立した公正中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新]

3名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 [更新]

その他

該当項目に関する補足説明 [更新]

業務執行をおこなう取締役の報酬については、業績の伸びや計画達成状況、および各々の取締役の職責や貢献度などの要素を計算式に算入することにより算出しており、業績の達成率が報酬に反映する仕組みとしております。業務執行をおこなわない取締役についてはあらかじめ決定した定額としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新]

有価証券報告書、事業報告にて取締役および監査役の報酬等の総額を開示しております。  
2015年3月期において取締役に支払われた報酬等の総額は165百万円であり、監査役に支払われた報酬等の総額は28百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新]

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、役員報酬規程、役員報酬基準に則り、社長が報酬委員会との協議により、業績および経営環境を考慮し決定しております。具体的には業務執行をおこなう取締役の報酬については、当社の業績の伸びや計画達成状況、および各々の取締役の職責や貢献度などの要素を計算式に算入することにより算出しており、業績の達成率が報酬に反映するインセンティブ要素を盛り込んだ仕組みとしております。社外取締役を含む業務執行をおこなわない取締役については、あらかじめ決定した定額となっております。監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により決定しております。

なお、株主総会で承認された取締役の報酬総額の限度額は年額250百万円以内となっており、監査役の報酬総額の限度額は総額45百万円以内となっております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新]

社外取締役および社外監査役にも、取締役会資料を事前に配付し、十分に内容を検討いただけるようにしております。また、監査役の職務を補助するために「監査役室」を設置しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

## 1. 取締役会

取締役会は取締役13名から構成され、グループ企業価値を最大化するという認識のもとに、会社法上要請される事項の決定をはじめグループ全体の経営方針・戦略の最終決定等をおこなっております。

## 2. 監査役会

監査役会は3名の社外監査役を含む4名の監査役により構成され、各監査役は監査役会が策定した監査計画に従い、事業会社の監査役と連携をとり、各社の重要な事業所への往査をおこなうほか、各社の取締役会等、重要な会議への出席や、当社ならびに事業会社の取締役等および会計監査人に報告を求めることで、取締役の職務執行につき厳正な業務監査をおこなっております。

## 3. 会計監査人

当社は会計監査人に有限責任あずさ監査法人を選任しており、会社法ならびに金融商品取引法に基づく公正な監査を受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性を確保するため、社外取締役1名および社外監査役3名を選任しており、会社内の指揮系統や慣行にとらわれない社外の公正な立場から意見を賜ったり、コンプライアンス体制の確立にあたって第三者の立場から批判をいただくといった役割を、平素の監査の強化や取締役会での積極的な発言を通じて、十分に發揮していると認識しております。  
なお、常勤監査役2名が大阪と東京に常駐し、グループ全体をきめ細かく監査する体制をとっております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

		補足説明
株主総会招集通知の早期発送		株主総会開催日の21日前に招集通知を発送しております。

#### 2. IRに関する活動状況 [更新]

		補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催		IR活動については、決算説明会を実施しております。 また、アナリスト、機関投資家、新聞記者の個別の取材に対して積極的に応じております。	あり
IR資料のホームページ掲載		トピックス、投資家向け情報(決算短信・有価証券報告書・決算説明会資料・株主総会資料等)	
IRに関する部署(担当者)の設置		IR担当部署…IR・広報室 IR担当役員…代表取締役社長 小川完二 IR連絡責任者…執行役員 IR・広報室長 鳥居周	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

		補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定		「企業理念」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重を明確にしております。
その他		当社グループは、ステークホルダーの皆様はもちろん、地域社会を含めた全ての人々との良好な関係を構築するため、「地域清掃活動」や「建築現場への地域防災備蓄倉庫の設置」など、ささやかながら、地域社会への貢献活動をおこなっております。このような活動を実施していくことが、社会的責任の一部であると考え、今後も機会をとらえ継続的に実施してまいります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

当社は、2006年5月18日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。その後、適宜これを改訂しており、2015年5月1日に施行された改正会社法および会社法施行規則にもとづき、当社の業務の適正を確保するための体制等は以下のとおりとしております。

#### 1. 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループでは、取締役は、「取締役会規程」および「決裁規程」にもとづき、その職務の執行をおこなうにあたり、法令、定款、企業理念および諸規程に則り行動し、その職責を果たすこととしております。
- (2)当社グループでは、取締役会が企業倫理および社会的責任にてらし、経営方針およびその執行方法に適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないか自ら検証することが使命であると位置づけております。
- (3)当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を隨時実施しております。
- (4)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の決定に関する記録について、「取締役会規程」および「文書管理規程」に則り作成保存および管理しております。

#### 3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社グループでは、各社が損失の危険の管理に関する事項は、「決裁規程」および「リスク管理規程」に定めており、重要事項については取締役会で決議しております。
- (2)当社は、子会社の重大なリスク発生等を把握し、グループに影響を及ぼす事項を統括しております。特にリスクが高い事項については、子会社の取締役会で決議する前に、当社へ報告することとしております。

#### 4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1)当社グループでは、取締役会は、グループの重要事項について適正かつ迅速な意思決定をおこなう体制を整え、取締役の業務執行が経営方針と合致しているか検証するとともに、目標実現に向けて指導ならびに指示をあたえております。
- (2)当社は、取締役会の審議のさらなる活性化とガバナンスおよび経営監督機能の強化のため、社外取締役を選任しております。
- (3)当社は、子会社の取締役会が適切に意思決定をおこない、チェック機能をはたすよう支援し、その決議事項が適正なものかを管理しております。

#### 5. 当社および子会社の使用者の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループでは、社員全員に「企業理念」カードを配布し、日々唱和をおこない、企業理念に則った行動をとるよう努めています。
- (2)当社グループでは、共通のグループ報や各社の社内会議の機会を捉え、社員全員に法令遵守が企業活動の前提であることを繰り返し伝え、社員の法令、定款および諸規程の遵守についての周知徹底をはかっております。
- (3)当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を隨時実施しております。

#### 6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループは純粹持株会社体制を採用し、グループ共通事項は当社が、業務執行に係る事項は中核会社が支援および管理をおこなうこととしております。
- (2)グループとしての一体感を形成するため「グループ憲章」を定め、各社が共通した企業理念にもとづいて適正かつ適法な企業活動をおこなうこととしております。
- (3)グループ各社が相互に緊密に連携をとり、子会社の自主独立による発展をはかるとともに、グループトータルの企業価値の増大をはかるため、「親会社と子会社に関する規程」を定めております。
- (4)各中核会社が主催するグループ社長会を開催して、実効性を高める体制をとり、各社の業務の適正の確保に努めています。
- (5)当社は、子会社が報告すべき事項を定め、定期的あるいは発生の都度報告を受けております。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するために監査役室を設置しております。

#### 8. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括いたします。
- (2)補助者の監査役補助職務に係る人事評価は監査役がおこない、人事異動・懲戒処分に関しては監査役の同意を得ておこなうこととしております。

#### 9. 当社および子会社の取締役および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告します。
- (2)監査役は、一部子会社の監査役を兼任し、各社の業務遂行状況等の報告を受ける体制としております。
- (3)監査役は、必要があると認めたときは、取締役および社員に報告を求めることができることとしております。
- (4)内部監査部門およびグループ統括部門は、当社グループにおける内部監査、リスク管理等の現状を報告することとしております。
- (5)グループ各社で内部通報規程を定め、グループの役員、社員からの通報窓口を当社または中核会社の監査役とともに、当該通報をしたことを理由とする、解雇その他の不利益な取り扱いを禁止しております。

#### 10. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1)監査役会は、会計監査人および内部監査部門から監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換をおこなうなど連携をはかっています。
- (2)監査役の職務執行に係る費用については、あらかじめ予算に計上し、請求に応じております。また、臨時に発生した費用についても、正当性を確認のうえ、請求に応じることとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

当社グループでは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底することとし、取締役会において前述の「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」1. (4)のように決議しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

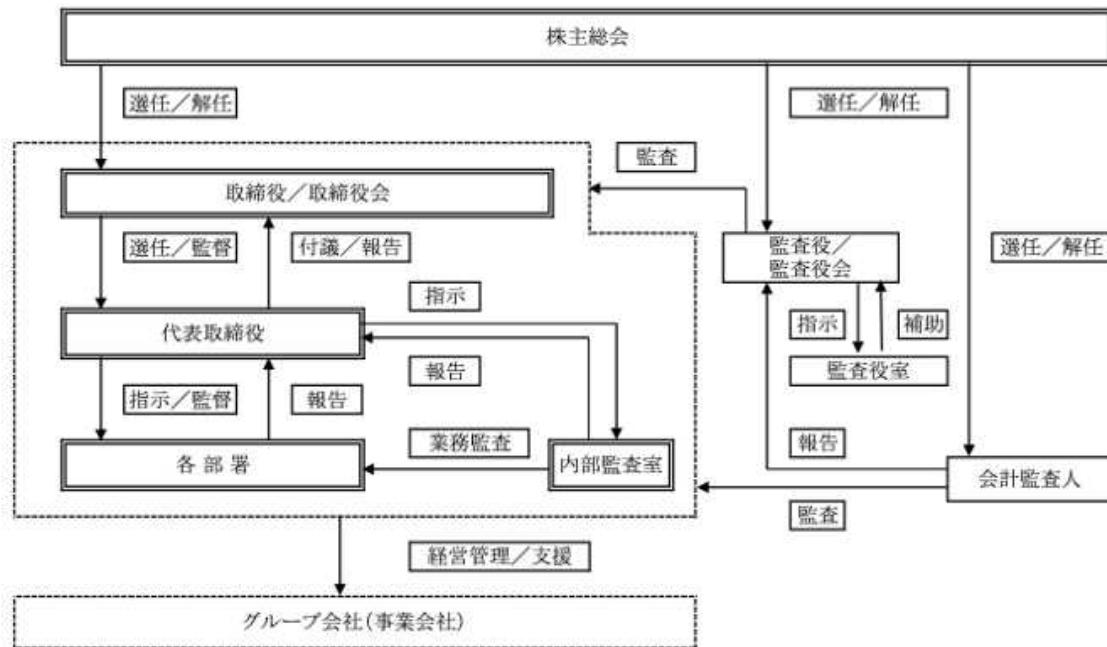
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>



<適時開示体制の概要>

